戸籍届書の写し(記載事項証明書)の発行について

(1)請求するための要件

戸籍届書(出生届書、死亡届書、婚姻届書など)は、原則として非公開の公文書です。

次の要件を満たす場合に限り、戸籍届書の写し(記載事項証明書)を取得することができます。

① 利害関係人であること

届出事件本人、届出事件本人の親族又は届出人のいずれかに該当すること。

② 特別の事由があること

戸籍謄本等に記載されていない事項であって、戸籍届書の写し(記載事項証明書)の発行を受けなければ、その目的を達成できないこと。

- (例1) 法令により戸籍届書の写し(記載事項証明書)の提出が義務づけられている場合
- (例2) 婚姻などの身分行為の無効確認の裁判のために、裁判所に提出する必要がある場合
- (例3) 官公署や外国の領事館などから提出を求められている場合

(2) 請求するために必要なもの

- ① 窓口に来庁する方の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど) ※ 顔写真のない本人確認書類(健康保険証、年金手帳など)については、**2点**提示願います。
- ② 請求者が届出事件本人の親族である場合は、親族関係がわかる戸籍謄本
- ③ 特別の事由があることを証する書面
 - (例1)郵政簡易生命保険の受取のために請求する場合は、簡易生命保険証書 ※保険金額が100万円以下の場合は、届書の写し(記載事項証明書)の取得は不要です。
 - (例2)遺族年金の受取のために請求する場合は、遺族年金証書や年金事務所から交付された書面
 - (例3)官公署や外国領事館等へ提出するために請求する場合は、提出が必要なことがわかる書面
- ④ 代理人が請求する場合は、委任状

(3) 請求窓口・お問合せ先

届出事件本人の本籍地 (×住所地) により、請求窓口 (管轄法務局) が異なります。 また、届出日から約1か月以内の場合、本籍地の市区町村役場が請求窓口となる場合があります。 請求の可否等について、事前に電話でお問合せいただくことをおすすめします。

- 和歌山地方法務局戸籍課(〒640-8552 和歌山市二番丁3 / ☎073-422-5131) 本籍地:和歌山市、海南市、有田市、岩出市、紀の川市、紀美野町、有田川町、湯浅町、広川町
- 和歌山地方法務局橋本支局(〒648-0072 橋本市東家五丁目2-2 / ☎0736-32-0206)本籍地:橋本市、かつらぎ町、高野町、九度山町
- 和歌山地方法務局田辺支局(〒646-0023 田辺市文里一丁目11-9 / ☎0739-22-0698) 本籍地:田辺市、みなべ町、上富田町、白浜町、すさみ町
- 和歌山地方法務局御坊支局(〒644-0002 御坊市薗369-6 / ☎0738-22-0335) 本籍地:御坊市、由良町、日高町、美浜町、日高川町、印南町
- 和歌山地方法務局新宮支局(〒647-0043 新宮市緑ヶ丘三丁目2-64 / ☎0735-22-2757)本籍地: 新宮市、串本町、古座川町、那智勝浦町、太地町、北山村